

大和市告示第60号

大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱（平成29年大和市告示第78号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する」を「掲げる」に改める。

第2条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改める。

第3条第2項中「又は言語聴覚士」を「等」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。